

## 入札心得（下記事項参照の上、入札願います）

1. 仕様書等を十分了承願いたい。
2. 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額（消費税抜き金額）を入札書に記載すること。
3. 予定価格は事後公表とする。
4. 契約の履行は、十日町地域広域事務組合財務規則によること。
5. 入札に参加が認められたものは、入札の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退したものは、これを理由として以降の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
  - (1) 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札の前日までに到着するものに限る）すること。
  - (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投函すること。
6. 入札日当日の留意点
  - (1) 最低入札者の入札額が、当組合の予定価格に達しないときは、最低入札者と協議し、随意契約とする。
  - (2) 最低入札額が同額となり、最低入札者が複数となった場合は、抽選により落札者を決定する。ただし、当該入札者が開札に出席していない場合は、当該入札執行事務に関係のない本組合職員がこれに代わってくじを引くものとする。
  - (3) 入札の際の入札封筒は不要とする。入札書は、金額が見えないように内折にして入札箱へ入れること。